

不動産取得税減額申請書兼還付申請書

令和 年 月 日

様

申請者（取得者）	住所（所在地）									
	フリガナ									
	氏名（名称）									
	個人番号又は法人番号									
	電話					連絡先				
◎ 申請者（取得者）が複数いる場合は、全員が申請書を提出してください。										

次の土地に係る不動産取得税について、減額還付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

申請の内容	減額（道税条例附則第7条の4第2項及び同条第4項） 減額に基づく還付（道税条例附則第7条の4第3項及び同条第5項）										
	年度	課税標準額			税額			納期限	納付年月日		
適用を受けようとする住宅		円			円						
	所 在				家屋番号			種類（用途）			
	構 造		床面積		新築年月日			取得年月日			
			㎡								
	改修工事の期間			改修工事後の床面積			納税通知書番号				
	年 月 日から 年 月 日まで			㎡							
	改修工事に要した費用の額（地方税法施行令附則第9条第1項第1号の工事）										
	イ	円		ニ	円		ト	円			
	ロ	円		ホ	円		イ～ヘ計	円			
	ハ	円		ヘ	円		合計	円			
適用を受けようとする土地	年度	課税標準額			税額			納期限	納付年月日		
		円			円						
	所 在				地 番			地 目			
	地 積		取 得 年 月 日			納 税 通 知 書 番 号					
	㎡										
個人への譲渡	譲渡を受けた者		住所			氏名					
	譲 渡 年 月 日			居住の用に供した日			住宅に係る譲渡の対価の額				
							(20/100) 円				
減額・還付を受ける税額	(住宅) 円				(土地) 円						
口座振替による還付を希望する場合	金融機関名及び支店名			口座名義人（カナ氏名）			預金口座		口座番号		
	◎ 還付金は、申請者（取得者）以外の方の口座には振り込むことができません。 なお、申請者（取得者）が複数いる場合は、代表して受け取られる方以外は記載しないでください。										

※ 処理事項	床面積	宅地建物取引業者による取得	該当・否	譲渡を受けた個人が自己居住	該当・否	安心R住宅 又は既存住宅 売買瑕疵担保 責任保険契約	判定結果	法附則第11条の4第2項
	該当・否	新築から10年経過した既存住宅	該当・否	耐震基準適合既存住宅	該当・否			(住宅) 該当・否
	(併用住宅の住宅部分の床面積 ㎡)	取得後2年以内に改修し譲渡	該当・否	改修工事費用イ～への合計100万円以上又は二～トのいずれか一つ50万円以上	該当・否			法附則第11条の4第4項
		改修後床面積50㎡以上240㎡以下	該当・否	改修工事費用の総額が住宅に係る譲渡の対価の額の20%又は300万円以上	該当・否			(土地) 該当・否

備考

- 注意
- 裏面に掲げる書類を添付してください。
 - ※印欄は、記載しないでください。
 - 不要の文字を消して使用してください。

添付書類

区 分	添 付 書 類
<p>1 住宅性能向上改修住宅に係る減額を受ける場合</p>	<p>1 土地又は住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要</p> <p>2 住宅の新築日を証する書類（住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など））</p> <p>3 住宅の性能の向上を図る一定の改修工事を行ったことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 増改築等工事証明書</p> <p>(2) 改修工事証明書（証明年月日が平成28年4月30日以前のもの）</p> <p>4 給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を行った場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>5 改修工事を行った後の住宅の床面積を証する書類</p> <p>6 改修工事を行った後の住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し</p> <p>7 個人に対して住宅を譲渡した日及び譲渡の対価の額を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）</p> <p>8 改修工事を行った後の住宅の譲渡を受けた個人が、当該住宅に居住していることを証する書類（住民票の写しなど）</p> <p>9 昭和57年1月1日以前に新築された住宅の場合は、改修工事を行った住宅が耐震基準に適合していることを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 耐震基準適合証明書</p> <p>(2) 住宅性能評価書の写し</p> <p>(3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>10 その他総合振興局長等が指示する書類</p>
<p>2 特定住宅性能向上改修住宅の敷地に係る減額を受ける場合</p>	<p>1 住宅が特定住宅性能向上改修工事を行ったことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(1) 安心R住宅調査報告書の写し</p> <p>(2) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類</p> <p>2 個人に対して土地を譲渡した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写しなど）</p> <p>3 その他総合振興局長等が指示する書類</p>